

D 応援団細則

第1条 本団の取り扱う事項は次のとおりである。

- (1) 本校選手の対外試合の応援に関する事項
- (2) 応援歌の作成に関する事項
- (3) その他本団の目的達成に必要な事項

第2条 団員は積極的に協力しなければならない。

第3条 本団で実施しようとする事項はこれを執行委員会に提出し、承認を得なければならない。

E 選挙細則

第1条 この細則は生徒会役員並びに執行委員の選挙の方法を定めるものである。

第2条 前条の選挙を行うため選挙管理委員会を設置し、選挙に関する事務を処理する。

第3条 選挙は毎年9月30日までに終了することとし、会員はすべて選挙権を有するが3年生は被選挙権を有しない。

第4条 生徒会長1名、生徒会副会長2名、生徒会書記2名、生徒会会計2名は、全校より選び、いずれも全会員の投票によって得票順に選出する。得票数が同じときは抽選とする。

第5条 第4条に示す役員の立候補者がいないときは評議員会において選出し、投票により有効投票数の過半数の支持を得るものとする。

第6条 上記役員それぞれの対立候補がない場合は投票により有効投票数の過半数の信任を必要とする。

第7条 上記役員の立候補者はその責任者を定めて、所定の日時までに選挙管理委員会に立候補の届け出をしなければならない。ただし、候補者は他の候補者の責任者となり得ない。

第8条 各種委員会委員長は、それぞれその年度の現職の各委員の中から選出する。この選出は、第4条にあげる役員の選出が終了した後、行われるものとする。

第9条 各種委員会委員長が選出された後、速やかにその欠員を、欠員が生じたHRから補充することとする。

第10条 候補者の用いるポスターは、選挙管理委員会の認めるものに限る。

第11条 立会演説会は選挙管理委員会の定めた日時・場所において届け出順に行う。

第12条 投票の方法は候補者氏名を連記した投票用

紙を用い、投票すべき候補者氏名の上に○印を記入することとし、選挙管理委員会の指名した立会人の立ち会いの下に行う。

第13条 開票は投票の当日又は翌日とし、候補者又はその責任者立会いの下に行う。

第14条 次の投票は無効である。

- (1) 正規の用紙を用いないもの。
- (2) 規定に反する数の候補者に投票したもの。
- (3) ○印以外を記載したもの。

第15条 有効投票数が選挙人総数の過半数に満たない場合はその選挙は無効とし、改めて選挙を行わなければならない。

第16条 当選人が定まったときには、選挙管理委員会は候補者の得票数及び氏名とともに当選人を公示しなければならない。

第17条 選挙管理委員会は少なくとも開票の2日後までに当選人及び得票数を校長に報告し、その認証を得なければならない。

第18条 選挙運動において強制並びに買収行為を行ったり、会員以外の者が選挙運動を行ったりした候補者があった場合は、校長によって候補者又は当選人たることを取り消されることがある。

第19条 生徒会長及び副会長の対立候補がない場合は投票により、会員の過半数の信任を必要とする。

第20条 選挙管理委員は評議員会において選出され立候補者の責任者となりえない。選挙管理委員が立候補者となる場合は、辞任した後、立候補するものとする。